

フランス現地調査報告

出張期間：平成 26 年 6 月 15 日（日）～21 日（土）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Ille-et-Vilaine 県 2 施設、Côtes-d'Armor 県 1 施設

1 調査の目的

平成 25 年 2 月にフランスとの間で定めた牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、同プログラムに基づき認定された対日輸出施設の現地調査を行った。

2 調査結果

(1) 生体受入及び月齢確認

EU のトレーサビリティ制度※に基づき、適切な管理が実施されていた。

※ EU 加盟国では、国番号と 10 桁の識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。

この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号から、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報を調べることができるシステム（I&R システム）が構築されている。このシステムを用いて、耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国が確認できる。

(2) 生体検査

地方獣医局（DDVS）の検査官による生体検査が一頭毎に実施されており、歩行困難牛については待機ペン（繋留所）に隔離され、食用のと殺がなされないように管理されることを確認した。

(3) BSE 検査

72 か月齢以上の牛について BSE 検査が実施されていた。

(4) SRM の除去

昨年生じた扁桃混入事例を踏まえ、扁桃の取扱いについて確認したところ、対日輸出向けの扁桃除去方法が処理場に掲示される等の対策がなされており、回腸遠位部を含め、適切に SRM の除去がなされていた。また、それぞれの工程において専用器具の使用又は一頭ごとの器具の洗浄により、交差汚染の防止が図られていた。

(5) 分別管理

ア と畜後に耳標をスキャンすることにより、生年月日、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行され、そのラベルがと体に貼り付けられる（30 か月齢以下のものには青い線がはいる）。その後、分割、包装、保管、出荷まで、その情報が維持されていた。

イ 対日輸出向け処理を行う場合、生体の受け入れ段階で対日輸出条件にあったロットを構成し、ロット単位でと畜されていた。また、30 か月齢超及び以下のと畜について

は処理する時間帯で分別していた。

ウ フランスで出生し、飼養された牛のみを対日輸出用としていた（対日輸出プログラム上は、出生国はフランスに限定していない）。

(6) 製品保管・出荷

冷蔵庫内において、対日輸出製品が適切に区分されていた。

(7) 書類及び記録の確認

対日輸出プログラム遵守のために必要なマニュアルの整備状況や分別管理等に係るモニタリング記録を検証したところ、適切であった。

(8) 政府による監督体制

ア 各施設における対日輸出製品に係る処理等の遵守状況について、DDVS が適切に監視指導を実施していることを確認した。

イ 対日輸出製品について、DDVS の規定に基づいた確認の後、適切に衛生証明書が発行されていることを確認した。

3 総括

対日輸出プログラムの実施状況について、特段問題は認められず、引き続き、対日輸出プログラムの遵守徹底を求めた。